

教育こども委員会報告資料

報告第35号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について	… P 1
報告第36号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について	… P 3
報告第44号 学校事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	… P 4
第3次福岡市教育振興基本計画の検討状況について	… P 5
学校プールの今後の方向性について	… P 16
箱崎中学校移転新築等について	… P 19
庁用自動車による事故報告について（第一報）	… P 21
元岡地区中学校校舎等新築工事請負契約の締結について	… P 24
就学援助の申請書・認定要件の見直し等について	… P 37
総合図書館空調設備更新工事請負契約の締結について	… P 39

令和6年9月
教育委員会

報告第 35 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
※福岡市情報公開条例に定める非 公開情報と認められるおそれのある 情報については、掲載しており ません。 学校給食費請求事件	※福岡市情報公開条例に定め る非公開情報と認められるお それのある情報については、 掲載しておりません。	円 111,524	令和6年 2月5日	令和6年 6月7日
※福岡市情報公開条例に定める非 公開情報と認められるおそれのある 情報については、掲載しており ません。 学校給食費請求事件	※福岡市情報公開条例に定め る非公開情報と認められるお それのある情報については、 掲載しておりません。	106,253	令和6年 6月11日	令和6年 8月20日

報告第 36 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 6 年 6 月 7 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方が、本市に対し、滞納学校給食費金 102,551 円、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 5 年 12 月 19 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方が督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

報告第44号 学校事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、学校事故による損害賠償の額を決定することについて、令和6年7月24日に次のように専決処分した。

1. 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	83,589円

2. 事故の概要

令和6年1月22日午後3時30分頃、教育委員長丘小学校所属の会計年度任用職員が、同校の倉庫から出るため当該倉庫の扉を開けた際、当該扉が強風により勢いよく開き、当該倉庫前に駐車していた相手方所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両の右ドアミラーを破損させ、損害を与えたもの。

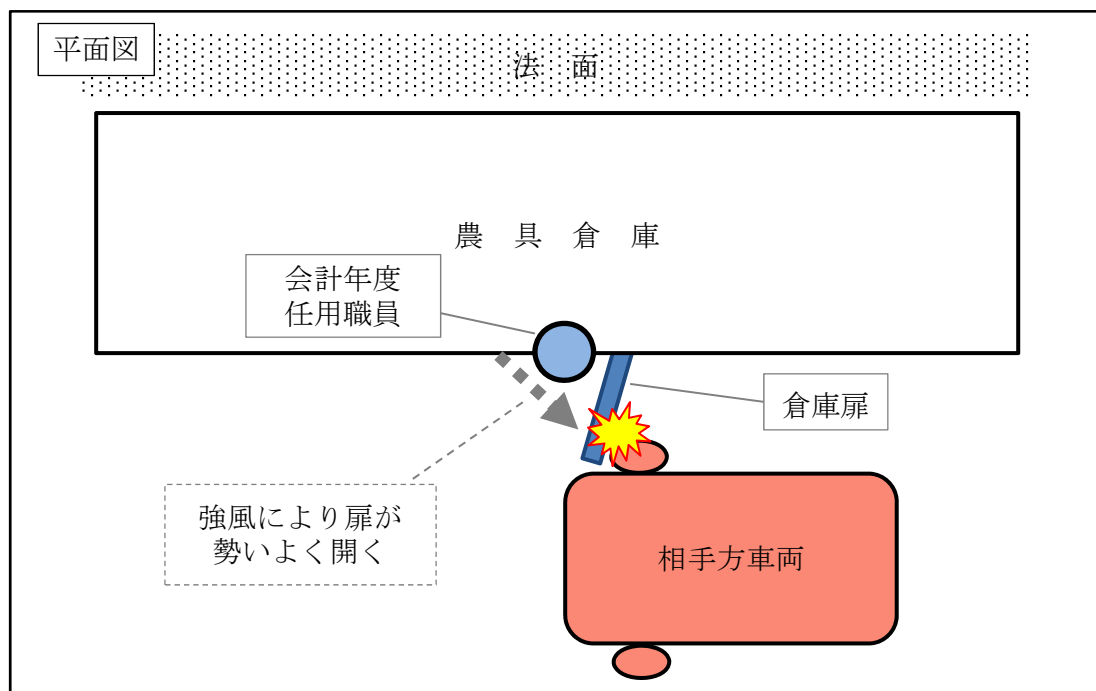
(1) 損害の程度

相手方所有の普通乗用自動車右ドアミラーの破損

(2) 過失割合

相手方 0割 本市 10割

(3) 事故現場見取り図



第3次福岡市教育振興基本計画の検討状況について

1 趣旨

第3次福岡市教育振興基本計画（次期計画）については、枠組みや策定スケジュール等を教育子ども委員会に報告し、これに沿って検討を進めており、その状況について報告するもの。

2 スケジュール

今回、第2次福岡市教育振興基本計画（現計画）の振り返り、次期計画の骨子案についてご報告し、今後、各論等について検討を進め、原案の委員会報告、パブリックコメント手続きを経て策定する。

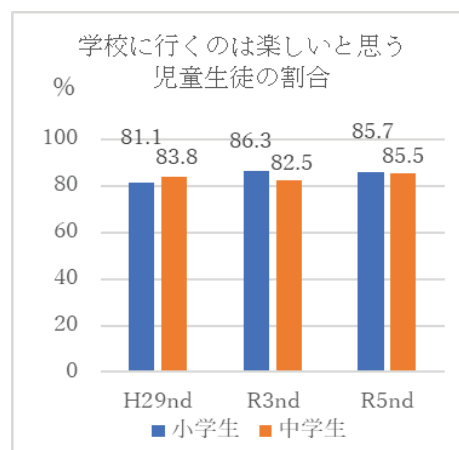
	R5年度		R6年度												R7年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議会	委員会報告 （スケジュール等）							（振り返り・骨子案） 委員会報告					委員会報告 （原案）	パブリックコメント			議会報告 （成案）
策定検討委員会				①		②			③			④			⑤		

3 現計画の振り返り

(1) 総括

現計画を策定した直後から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全般にわたって対策が講じられ、学校教育においても臨時休業措置をはじめとした様々な制約を余儀なくされるなど、計画策定時には想定できなかった多大な影響が生じた。

そのような中においても、感染拡大の防止と学びの継続の両立に向けてオンライン授業や動画教材を活用するなど様々な取り組みを行い、「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒の割合は平成29年度より上昇している。



(2) 分野別の振り返り

① 学びの姿・学力（詳細は別添資料P1、P7参照）

【主な取り組み・現状】

- 1人1台端末の早期導入や児童生徒数に応じた通信回線の整備などICT環境の整備を推進
- 小中学校全学年で35人以下学級を実施

- 学習指導員の配置やふれあい学び舎事業などを実施
- 小学校5、6年生、中学校、特別支援学校にネイティブスピーカーを派遣し、小学校3、4年生にゲストティーチャーを配置
- 公立夜間中学校「福岡きぼう中学校」を開校
- 「協働的な学習の状況」は目標値に達し、「児童生徒の授業内容に関する理解度」のうち、国語は初期値より上昇しているが、算数・数学は初期値と同程度で推移。「学力の状況」は中学3年生の数学は初期値より上昇しているが、それ以外は低下している。
- 「生徒の英語能力の状況」は初期値から若干低下しているが、全国平均を大きく上回っている。

【課題や求められていること】

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教員が子どもの学びを支える伴走者としての役割を担っていくとともに、指導方法の改善や指導力の向上、ICT環境のさらなる充実や教育データの活用が必要
- 全国学力・学習状況調査等の結果を分析し、学校全体の課題として共有し、全教科での授業改善に生かしていくことが必要
- 日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、適切な支援が行き届く指導体制等の充実が必要

②豊かな心・健やかな体（詳細は別添資料P2、P3、P7、P8参照）

【主な取組み・現状】

- 学校司書の配置や学校図書館支援センターによる専門的支援を推進
- 小学校では「夢の課外事業」や「職業探求プログラム」を、中学校では「未来を切り拓くワークショップ」や「職場体験学習」を実施
- 自然教室を令和3年度から再開
- 改訂した人権教育指導の手引きに基づき各学校において人権教育を計画的に推進
- 学校水泳指導における民間プールの活用モデル事業を実施
- 児童生徒の「自尊感情の状況」や「規範意識の状況」は概ね向上し、「思いやりや人権意識の状況」については目標値に達したが、「児童生徒の将来の夢や目標の状況」は初期値より低下している。
- 児童生徒の「読書活動への意識」は初期値より低下し、「1か月の読書量」は初期値と同程度で推移している。
- 「体力運動能力の状況」については、小学校は初期値と同程度で推移し、中学校では初期値より低下。「運動習慣の状況」は小中学校ともに初期値より低下している。

【課題や求められていること】

- 学校での人権教育の組織的・計画的な取組みや、教員の人権意識及び指導力の向上を図ることが必要
- 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成する取組みが必要
- 年齢や発達段階に応じて読書に親しめる環境の整備が必要
- 運動が苦手な児童生徒も運動習慣の形成ができるよう、運動の楽しさやできる喜びを体感できる取組みが必要

③いじめ・不登校（詳細は別添資料 P 4 参照）

【主な取組み・現状】

- 積極的な認知が進んだことによりいじめの認知件数は増加。コロナ下による生活リズムの乱れ等により不登校児童生徒数は増加
- Q-Uアンケートを小中学校の全学年に拡大するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの配置拡充、教育支援員の配置、SNSの活用など教育相談・支援体制を充実
- 学校ネットパトロールによるネット上の問題のある書き込み等への対応を実施
- 教育支援センター（校外適応指導教室）を増設して全区に設置するとともに、令和7年度の「学びの多様化学校」の開校に向けた教育課程等の検討や施設整備に着手
- 児童生徒の「いじめに対する意識」は目標達成に向けて順調に推移しているが、「不登校児童生徒の復帰率」は初期値より低下している。

【課題や求められていること】

- いじめの未然防止、積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携など、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底が必要
- 多様化する不登校の要因や背景、支援ニーズを把握し、多様な学びの場を確保するなど個々の児童生徒に応じた適切な支援を講じることが必要

④特別支援教育（詳細は別添資料 P 5 参照）

【主な取組み・現状】

- 特別な支援を要する児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校高等部の新設、特別支援学級及び通級指導教室の増級などに取り組むとともに、学校生活支援員の配置拡充やスクールバスの増便・乗車対象の拡大などニーズに応じた支援を充実
- 看護師を配置し、小中学校で医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れるとともに、保護者の負担軽減のため試行的に通学支援を開始
- 「児童生徒への個別の支援」、「組織的な支援体制の充実」は初期値より上昇。「就労率」については、5月時点で就労を希望した生徒が対象であるが、進路希望が多様化し、職場実習の結果、就労移行支援事業所等に進み、数年後の就労を目指すなど進路を変更する生徒が増加しており、初期値より低下している。

【課題や求められていること】

- 特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備や、個に応じた適切な指導・支援の充実が必要
- 就労を希望する生徒の就労実現や就労した生徒の定着率向上に向けた更なる取組みが必要

⑤高校教育（詳細は別添資料 P 6 参照）

【主な取組み・現状】

- 大学との連携など各学校の特色に応じた教育活動を推進。受験生の多様なニーズに応えるために特色化選抜を導入
- 専門学科を有する高等学校について、有識者会議を設置し、育成する人材、設置学科、教育内容等のあり方について検討を開始

- 「志願倍率の状況」は初期値より低下しているが、「進路希望の実現に対する満足度（生徒）」は初期値を超え9割近い数値となっている。

【課題や求められていること】

- 保護者や受験生のニーズに応えるため、各校の教育活動・内容の魅力をさらに高める取り組みが必要
- 専門学科を有する高等学校については、果たすべき役割や求められる機能等について引き続き検討を進めていくことが必要

⑥教育環境整備（詳細は別添資料 P14、P16 参照）

【主な取り組み・現状】

- 計画的な改修の実施や建替えに着手するとともに、定期点検に基づく校舎や附帯設備の整備を実施
- 小中学校の特別教室の空調整備は完了し、トイレの洋式化については、目標達成に向けて着実に進捗
- 学校規模適正化については、学校の分離新設や増築など、教育環境の課題解決に向けた取り組みを推進
- 通学路の点検・安全対策を実施するとともに、スクールガードによる登下校の見守りを実施
- 「子どもを地域ではぐくむという意識の状況」は、初期値より低下している。

【課題や求められていること】

- 学校施設の計画的な改修・建替え、学校規模の適正化など、安心して学習できる良好な教育環境の整備が必要
- 登下校時及び放課後における児童生徒の交通事故等の原因を分析し、児童生徒に対する交通安全教室を実施するなど安全対策に継続的に取り組むことが必要

⑦学校と地域・家庭の連携（詳細は別添資料 P10、P17 参照）

【主な取り組み・現状】

- 学生サポーター制度の活用や学校サポーター会議の活動を継続実施するとともに、学校の情報を公開するため学校ホームページを充実
- 家庭の教育力向上に向けてPTAと連携した事業やNPOと協働した不登校児童生徒の保護者を支援する事業等を実施するとともに、地域において自主的・組織的に学習活動に取り組む団体を育成・支援
- 「学校情報の公開状況」は初期値より上昇。「地域人材の活用」については初期値より低下している。
- 「基本的生活習慣の育成に対する意識」は初期値より低下している。

【課題や求められていること】

- 学校の情報をより分かりやすく積極的に発信し、家庭・地域等へ情報を伝えるとともに、地域全体で子どもたちを育む学校づくりが必要

⑧教職員（詳細は別添資料 P11、P12、P13、P15 参照）

【主な取組み・現状】

- 資質ある優秀な人材の確保のため、近隣大学と連携し、教員養成に取り組むとともに、実践力を重視した特別選考を実施
- 部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなど多様な支援スタッフの配置・拡充や、自動音声メッセージ機能付き電話の整備、学校の庶務事務システムの構築、デジタル採点システム・高機能複合機の導入を行うとともに、11 時間の勤務間インターバル制度の導入による意識改革に取り組むなど、教員の負担を軽減
- 経験年数に応じた研修や I C T 活用指導力の向上に向けた研修等を実施するとともに、モデル校において I C T を活用した教育実践事例を創出し、全校に展開
- 「教員採用試験の受験者の状況（教員採用試験の競争率）」は初期値より低下しているが、「教員が子どもと向き合う時間の確保の状況」については、初期値より上昇している。
- 不祥事防止に関する研修を全学校で実施しており、「倫理意識の状況」は、初期値より上昇している。

【課題や求められていること】

- 全国的に採用倍率が低下する中、教師の役割の変化も踏まえ、教員の養成・採用手法の改善を図っていく必要があり、また、新卒者・若年者の増加を踏まえ現場における実践力の育成や育児休業増加に対応する環境整備が必要
- 教員の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したが、依然として長時間勤務の教員が多い実態があるため、引き続き教員の負担軽減に取り組み、教員が子どもと向き合う時間や自らの授業を磨く時間を確保できる環境づくりが必要
- 教員が時代の変化に応じて求められる資質・能力を身に付けることができるよう、継続的に新しい知識・技能を学び続けることができる環境づくりが必要
- 依然として、懲戒免職事案が生じており、コンプライアンスの推進に向けて、引き続き、教職員一人ひとりの当事者意識の向上と、学校と教育委員会が一体となった不祥事防止の取組みの推進が必要

4 国の動向

（1）「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和 3 年 1 月中央教育審議会答申）

2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としている。

（2）第 4 期教育振興基本計画の策定（令和 5 年 6 月閣議決定）

2040 年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものとして策定。総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、その下に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」など 5 つの基本的方針を定めたうえで、16 の基本施策を示している。

5 次期計画(骨子案)

(1) 計画の全体像



(2) 目指す人間像

変化が激しく、複雑で将来の予測が困難な時代において、福岡市の子どもたちが、未知の環境や変化を前向きに受け止め、豊かで幸福な人生を送り、持続可能な社会の創り手となることができるよう、目指す人間像を「自分の可能性を信じ、様々な変化や困難に主体的に向き合い、他者と力を合わせ、豊かな人生やよりよい社会を切り拓く人」とします。

(3) 身に付けてほしい力

「目指す人間像」に向かって成長するためには、義務教育9年間を通して、特に「自ら学ぶ力」、「他者と協働する力」、「未来をつくる力」を身に付けていくことが大切です。

○ 自ら学ぶ力

- ・課題や問題を発見し、解決の見通しを持っている
- ・学ぶ環境（人・空間・時間）を選択・決定し、進んで追究している
- ・学んだことを振り返り、新たな学びへの意欲を持っている

○ 他者と協働する力

- ・地域社会の一員としての自覚を持ち、多様な人と関わっている
- ・自分を知るとともに、異なる他者を知り、尊重している
- ・異なる意見がある中で合意形成を図り、納得解を得ることができる

○ 未来をつくる力

- ・様々な学びや経験を通して、なりたい自分を思い描いている
- ・身の回りや社会における変化や困難を自分事として前向きに受け止めている
- ・失敗を恐れずに新しいことに挑戦している

(4) 基本方針（大切にしていること）

子どもたちが「自ら学ぶ力」、「他者と協働する力」、「未来をつくる力」を身に付けていくためには、子どもを主体とした学びを推進するとともに、多様な教育ニーズに対応していく必要があります。

また、このような学びを実現していくためには、資質・意欲のある教員、安全・安心な教育環境、地域・家庭との連携等が求められます。

○ 子どもを主体とした学びの推進

子どもを主体とした学びを実現するためには、これまでの一斉授業に代表される受動的な学びから、自ら課題を設定し、試行錯誤しながら学びを調整し、解決に向かう能動的な学びへと転換していく必要があります。

また、教員は学習者主体の視点を意識し、子ども一人ひとりの可能性を引き出し、学びを支える伴走者として、学びに必要な人や空間・時間などを整えていくことが求められます。

○ 多様な教育ニーズへの対応

特別な支援を必要とする児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒など、多様なニーズを有する児童生徒が、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性を引き出すことができる教育を実現することが求められています。

きめ細かな相談体制の充実により個々のニーズを把握するとともに、多様な学びの場を確保するなど、本人の意思を尊重し、関係機関とも連携しながら、個々の状況に応じた適切な支援に取り組みます。

○ 教員の資質・意欲の向上

教員は学校教育の要であり、資質と意欲のある教員が心身ともに充実し、自己を高めながら、生き活きと子どもたちと接していることが求められています。

このため、優れた人材の採用や資質・能力の向上に取り組むとともに、学校における働き方改革を推進します。

また、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する課題に対応していくため、「チーム学校」の推進に取り組みます。

○ 安全・安心な教育環境の整備

学校は、子どもにとって学習の場であり生活の場でもあることから、安全・安心を確保しつつ、新しい時代の学びを実現する場となることが求められています。

今後も施設の老朽化等の状況も踏まえながら、教育環境の向上を推進するとともに、学校・家庭・地域等の連携のもと、社会全体で子どもたちの安全を確保する取組みを進めていきます。

○ 地域連携・家庭教育の推進

子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域の中で様々な体験をしたり、様々な人たちと関わったりしながら学び、成長していきます。

学校や家庭を取り巻く環境が変化している中、学校・家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を理解した上で、相互に連携・協力して子どもたちを育てていくことが求められています。

家庭や地域の力を学校教育活動に積極的に生かしていくため、学校を地域や社会に対して開き、家庭や地域との連携・協働や地域の多様な人材の活用による教育活動の充実に取り組めます。また、地域や家庭における教育の支援に取り組めます。

(5) 計画推進にあたっての共通の視点

基本方針を具体的に施策や事業として推進していくにあたり、特定の分野に限らず、これからの時代において求められる視点として「Well-being（ウェルビーイング）」と「DX（デジタルトランスフォーメーション）」が挙げられます。

○ Well-being（ウェルビーイング）

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むものとされています。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています。

国の第4期教育振興基本計画では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられており、その要素としては、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現などが挙げられ、これらを、教育を通じて向上させていくことが重要とされています。

この考え方は、福岡市の教育を進めていくうえでも重要であり、子どもの権利が尊重され、子どものウェルビーイングを向上させるという視点を常に意識する必要があります。

また、子どものウェルビーイングを高めるためには、教員のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教員のウェルビーイングを高める場となることが求められます。

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、「デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること」とされています。

子どもたちの教育の質の向上や、困難を抱える子どもの支援、教員の負担軽減など様々な場面において、デジタル化でよりよい効果や新たな価値を見出すことができないかという意識を持つ必要があります。

なお、デジタルの活用とともに、対面による授業や体験活動も不可欠であり、学習段階や学習場面、一人ひとりの状況に応じて、これらを最適に組み合わせて行く必要があります。

(6) 施策体系

基本方針	施策	現計画の施策
子どもを主体とした学びの推進	1 確かな学力の育成	1 確かな学力の向上 6 魅力ある高校教育の推進 7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進
	2 豊かな心の育成	2 豊かな人権感覚と道徳性の育成 4 いじめの未然防止・早期対応 8 読書活動の推進
	3 健やかな体の育成	3 健やかな体の育成
多様な教育ニーズへの対応	4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	4 不登校の未然防止・早期対応 5 特別支援教育の推進
教員の資質・意欲の向上	5 教職員の確保及び資質・能力の向上	11 素質ある優秀な人材の確保 12 教職員の資質・能力の向上・活性化 13 コンプライアンスの推進
	6 教員が子どもと向き合い、チームとして対応できる環境づくり	9 チーム学校による組織力の強化 15 教員が子どもと向き合う環境づくり
安全・安心な教育環境の整備	7 安全・安心に学ぶことができる環境の整備	14 安心して学ぶことができる教育環境の整備 16 子どもの安全確保に向けた取組みの推進
地域連携・家庭教育の推進	8 学校と家庭・地域等の連携強化及び家庭・地域等における教育の推進	10 学校と家庭・地域等の連携強化 17 家庭・地域等における教育の推進

主な内容

- ・子ども主体の学びに向けた授業改善
- ・英語教育、キャリア教育の推進
- ・学校のICT環境整備、教育データの活用
- ・市立高校の特色ある教育の推進 など

- ・道徳教育、人権教育の推進、教員の人権意識及び指導力の向上
- ・豊かな体験活動、読書活動の推進
- ・いじめの未然防止、積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携 など

- ・健康を保持増進するための資質・能力の育成
- ・体力向上の推進
- ・食育の推進 など

- ・相談・支援体制の充実
- ・特別支援教育の推進
- ・不登校児童生徒の支援
- ・その他、日本語指導など多様な教育ニーズへの対応 など

- ・教員の人材確保
- ・資質・能力の向上に向けた研修の充実
- ・コンプライアンス向上に向けた当事者意識の向上 など

- ・教員の負担軽減、働き方改革
- ・学校のマネジメント体制の強化、専門スタッフの充実 など

- ・学校施設の計画的な改修・建替え、学校規模の適正化など
- ・登下校時及び放課後における安全対策 など

- ・学校サポーター会議、コミュニティ・スクールなど地域や社会に開くとともに地域全体で子どもたちを育む学校づくり
- ・PTAと連携した家庭教育の推進、地域における教育活動への支援 など

学校プールの今後の方向性について

1 学校プールの現状

(1) 水泳授業の目的

学習指導要領において、小学校では、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうこと、中学校では、クロール、平泳ぎ、背泳ぎなどの泳法を身につけ効率的に泳ぐこと、また、小中学校ともに水の事故を未然に防ぐ知識や技能を習得することなどが目的とされており、水泳授業は実施すべき学習の一つとして位置づけられている。

(2) 福岡市における水泳授業の現状

小学校では各学年 9 時間程度、中学校では各学年 11 時間程度の授業時数を確保しており、ほとんどの学校で 6 月中旬から 7 月中旬にかけて実施。

(3) 課題

- ・指導や水質管理が教員の負担となっている。
- ・天候の影響により、計画的な水泳授業の実施が難しくなっている。
- ・プールの利用は主に 6、7 月のみで稼働が限定的にも関わらず、設置・維持には一定の費用と校地面積が必要。

2 民間プール等の活用モデル事業

(1) 目的

民間プール等事業者に水泳指導を委託し、専門的な水泳指導による授業の充実や水泳学習の計画的実施、教員の負担軽減、学校プール維持管理費の削減等の効果を検証。

(2) 実施状況

学校の規模や民間プールまでの距離など学校ごとに状況が様々であるため、段階的にモデル事業を実施。

- ・令和 4 年度 1 校（壱岐東小学校）
- ・令和 5 年度 3 校（壱岐東小学校、高木小学校、田島小学校）
- ・令和 6 年度 4 校（壱岐東小学校、高木小学校、田島小学校、西長住小学校）

(3) 検証結果

モデル校の児童や教員へのアンケート、また、民間プール事業者へのアンケート等により、事業の検証を行った。

- ・児童や教員への授業後のアンケートにより、専門的な水泳指導による授業の充実や教員の負担軽減の効果が確認できた。

【令和5年度アンケート結果（抜粋）】

対象	質問内容	肯定的回答の割合
児童	水泳授業が好きになったか	3校全てで90%以上
	泳ぎが上手になったと思うか	3校全てで80%以上
教員	児童の泳力は向上したと思うか	3校全てで95%以上
	学校プールでの授業と比べて教員の負担は減ったと思うか	3校全てで95%以上

- ・天候に左右されることなく、計画どおりに授業を実施できた。
- ・学校プールに要する経費とモデル事業の委託料を比較すると、長期的には費用の削減効果が見込まれる。

【学校プールに要する経費の試算（1校あたり）】

内容	費用（80年間）（※1）	費用（1年あたり）
整備に関する費用 （新築費（※2）、改修費等）	584,143 千円	7,302 千円
毎年発生する管理運営費 （水道代、ろ過機保守経費等）	—	1,442 千円
合計		<u>8,744 千円</u>

（※1）使用年数を80年と想定

（※2）新築費は、新設校の実績をもとに算定

【モデル事業の委託料】

令和6年度の1校あたり平均額 4,470 千円

- ・市内及び近郊の民間プール等の数は限られている（約40か所）。また、民間プール等と学校との距離が離れている場合や、民間プール等の受入可能な人数や時間帯などの条件が学校側の事情と合致しない場合もある。

3 学校プールの今後の方向性

モデル事業の結果も踏まえ、民間プール等を活用できる学校は、活用を進めていく。

また、校舎建替えや新設等の際には、民間プール等の活用のほか、学校プール施設の共同利用などを検討する。

(1) 民間プール等活用の考え方

民間プール事業者や学校等と調整の上、順次活用を進める。

対象は、徒歩またはバスで、片道 10 分以内で民間プール等へ移動できる学校とし、原則、民間プール等の最寄りの小学校を優先して活用を進める。ただし、近隣に建替え・新設等を実施する学校がある場合は、個別に検討する。

(2) 建替え・新設等における考え方

建替え・新設等の時期が到来した学校から、順次、民間プール等活用のほか、学校プール施設の共同利用などを個別に検討する。

※学校プールで実施する水泳授業の充実等については、引き続き検討していく。

4 スケジュール

令和 6 年度 民間プール等事業者及び学校との協議・調整

令和 7 年度～ 可能な学校から民間プール等活用を本格実施

※建替え・新設等の学校については、順次、個別に検討

箱崎中学校移転新築等について

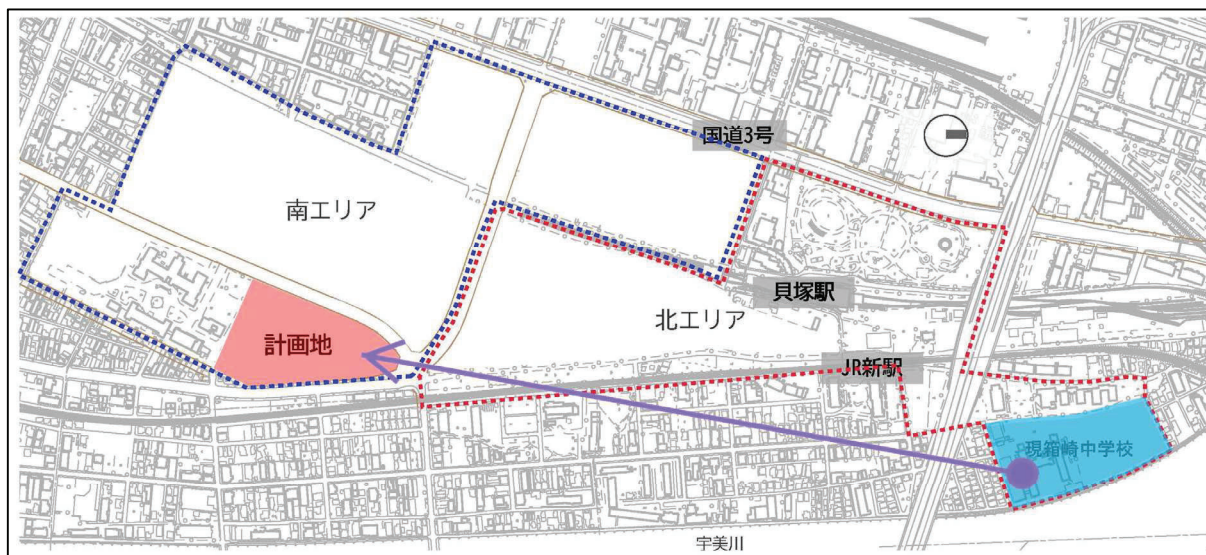
1 位置付け

箱崎中学校については、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに合わせ、校区の中心である南エリアに移転新築を行うこととしている。また、この移転整備と合わせて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進する最先端の学びの拠点として、教育研究施設を整備する【R4.9報告済】
両施設の設計や工事にあたり、基本的な条件設定等を行うものである。

2 施設概要等

(1) 敷地概要

- ① 所在地:福岡市東区箱崎六丁目3330番51号
- ② 敷地面積:約30,000m²
- ③ 地域地区:ア 用途:第二種住居地域
イ 建ぺい率/容積率: 60/200
ウ 防火地域:法22条区域



3-1 中学校の計画条件

(1) 施設構成

施設区分	施設内容
校舎	普通教室24CR (通常学級19CR、特別支援学級5CR)
	特別教室、管理諸室 等
体育館	アリーナ 等
武道場	柔道場、剣道場 等
運動場	トラック、走路、球技スペース 等
屋外関係	物品庫、倉庫 等

(2) 整備の考え方

- ① 柔軟な学習空間を実現する施設
- ② “安全・安心”を感じられる施設
- ③ 利用しやすく、災害時にも強い学校
- ④ 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した整備推進
- ⑤ 周辺環境への配慮
- ⑥ 将来を見据えた整備やライフサイクルコストの低減

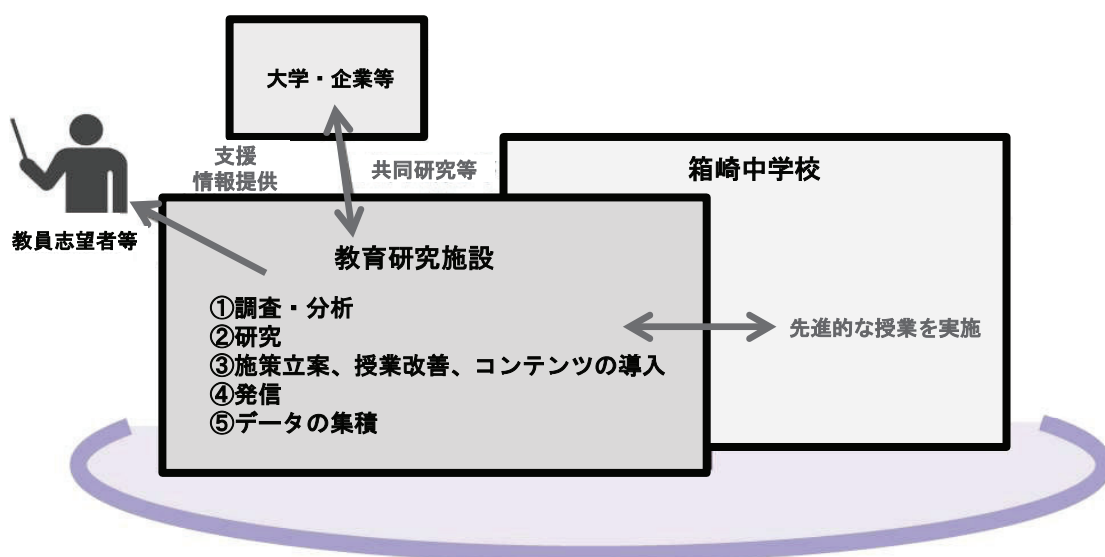
3-2 教育研究施設の計画条件

(1) 教育研究施設とは

まちづくり全体のコンセプト等を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進する新たな学びの拠点としての機能を有する施設。

(2) 教育研究施設の機能

- ①教育データの収集・分析に基づく授業改善や施策立案等に向けた研究
- ②小中学校への一斉配信や研究成果等の発信
- ③大学・企業等との協働の促進、教員志望者等への支援・情報提供



(3) 施設構成

施設区分	施設内容
教育研究施設	研究室、会議室、未来の教室、スタジオ、交流スペース、情報ライブラリー、管理諸室 等

4 整備条件

配置計画	… 周辺の緑地や公園との親和を図るとともに、グラウンドは整形を確保
省エネ環境対策	… 「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」を適用
防災機能	… 高潮浸水想定区域への配慮、非常用電源接続口の確保
長寿命化	… 将来を見据えた施設仕様
その他	… 「九州大学箱崎キャンパス跡地グランドデザイン」を踏まえた計画とする

5 想定スケジュール

令和6～7年度	基本設計
令和7～8年度	実施設計
令和9～10年度	工事

事 故 報 告 書 (第 一 報)

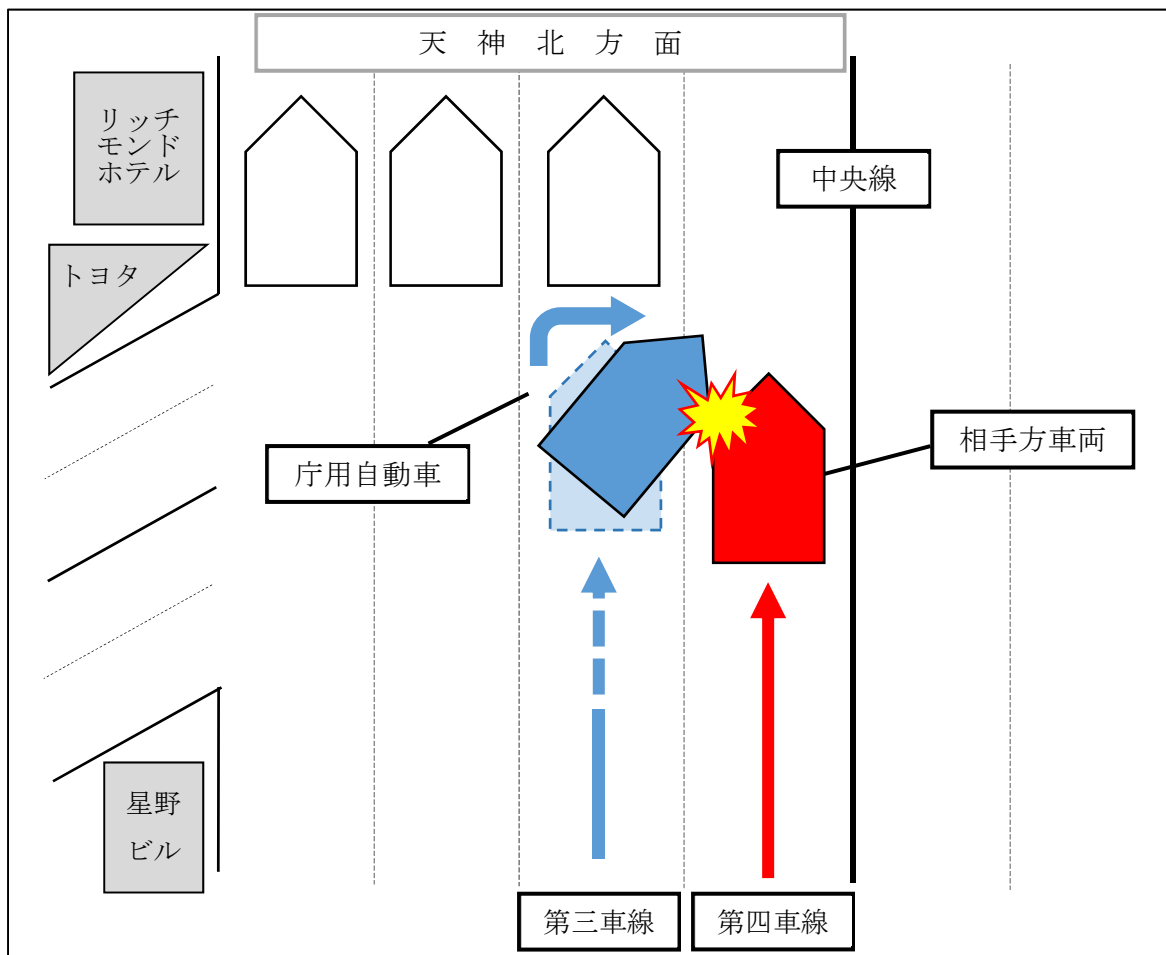
事故発生日時	令和6年7月1日（月曜日） 午後4時15分頃 天候：曇り		
事故発生場所	福岡市中央区渡辺通4丁目 渡辺通り 新川橋交差点		
相手方	住 所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	
	氏 名	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	
事故の概要	令和6年7月1日午後4時15分頃、教育委員会職員部職員課の会計年度任用職員が、学校訪問を終え本庁舎へ戻るため、庁用自動車にて福岡市中央区の渡辺通りを北向きに走行していた。 渡辺通4丁目の新川橋交差点に進入した際、前方が渋滞し交差点内に停車したところで信号が黄色に変わったため、右隣の車線へ車線変更しようとハンドルを切ったところ、後方から走行してきた相手方車両の左側面に庁用自動車の右前方部が接触し、相手方車両は左側面が前方から後方にかけて損傷し、庁用自動車は右前方部が損傷したもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	左前フェンダー、左フロントドア、左リアドア等
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	フロントバンパー、右前フェンダー、ホイール等
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中			

事故現場見取り図

地図



平面図（新川橋交差点）



事故車両写真

【写真1】相手方車両損傷箇所



【写真2】庁用自動車損傷箇所



元岡地区中学校校舎等新築工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	元岡地区中学校校舎等新築工事		
工事概要	【校舎棟※講堂兼体育館含む】 構造:鉄筋コンクリート造・4階建て 延床面積:10,293.18㎡ 建築面積:4,349.86㎡ 【部室棟】 構造:鉄筋コンクリート造・平屋建 延床面積:113.40㎡ 建築面積:113.40㎡ 【駐輪場・ゴミ置場】 構造:鉄筋コンクリート造・平屋建 延床面積:50.40㎡ 建築面積:50.40㎡	摘要(別途工事)	
		○空調設備工事 ○衛生設備工事 ○電気設備工事 ○ガス設備工事 ○黒板工事 ○内部体育施設工事 ○木製建具工事 ○グラウンド整備工事 ○外構工事 ○防球ネット整備工事 ○EV工事 ○太陽光工事 ○ろ過設備工事	
工事場所	福岡市西区大字周船寺字ユタメ175番地2外		
工事期間	令和6年6月15日 から 令和8年1月16日まで		
入札方法	総合評価落札方式による制限付一般競争入札		
開札年月日	令和6年6月12日		
契約年月日	令和6年6月14日		
落札者	西鉄・博栄・岩堀建設工事共同企業体		
契約価額	3,864,300,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 351,300,000円)		
予定価格	3,864,520,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 351,320,000円)		
失格基準価格	3,478,068,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 316,188,000円)		

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	西鉄・博栄・岩堀建設工事共同企業体	

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点
提案項目	技術提案	項目 1 構造体コンクリートの品質確保について [工事特性] 本工事は、長期的に使用される中学校の新築工事である	15
		項目 2 前面道路における第三者への安全対策について [工事特性] 本工事は、通学路に指定されている見通しが悪い前面道路から現場への入退場を行う工事である	15
		項目 3 現場作業時における労働災害防止対策について [工事特性] 本工事は、外部足場での高所作業や重機作業を多く伴う工事である	15
		項目 4 現場周辺に対する振動・騒音・粉じん対策について [工事特性] 本工事は、住宅等が近接する場所での施工となり、施工中においては振動・騒音・粉じんの発生を伴う工事である	15
	小計 a		60.0
企業評価項目	施工企業の力	品質管理への取り組み	1
	の技術力者	資格の保有状況	1
	社会・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	※ (-2)
小計 b			2
加算点 a+b			62.0
標準点 c			100
技術評価点A (a+b+c)			162.0

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数)
(予定価格10億円以上の場合、 $\alpha = 1,000,000,000$)

落札者		
名称	西鉄・博栄・岩堀建設工事共同企業体	
区分	提案数	点数
A(3.00)	0	2.25
B(2.25)	1	
C(1.50)	0	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	2.25
B(2.25)	1	
C(1.50)	0	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	2.25
B(2.25)	1	
C(1.50)	0	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
A(3.00)	0	2.25
B(2.25)	1	
C(1.50)	0	
D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0	
9.00		
1.000		
1.000		
減点なし		
2.000		
11.000		
100		
111.000		

3,513,000,000

31.596

3 落札者の技術提案の概要

項目1	構造体コンクリートの品質確保について 本施設は、中学校として長期的に使用される重要な施設であることから、構造体コンクリートを密実で良質なものとするための品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目2	前面道路における第三者への安全対策について 本工事は、資機材の搬出入を含む現場の入退場のすべてが南側出入口の1箇所で行われるが、前面道路の見通しが悪く、また通学路に指定されていることから、現場出入口から前面道路東側のさいとびあ西交差点における歩行者や一般車両などの第三者への安全対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目3	現場作業時における労働災害防止対策について 本工事は、外部足場での高所作業や重機作業が多くあるため、労働者の墜落防止や資機材の落下防止、重機との接触事故防止など、労働災害防止対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目4	現場周辺に対する振動・騒音・粉じん対策について 本工事は、住宅等に近接しているため、現場施工時において発生する振動・騒音・粉じんに対し、十分な対策を講じることが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

(参考)評価項目の内容

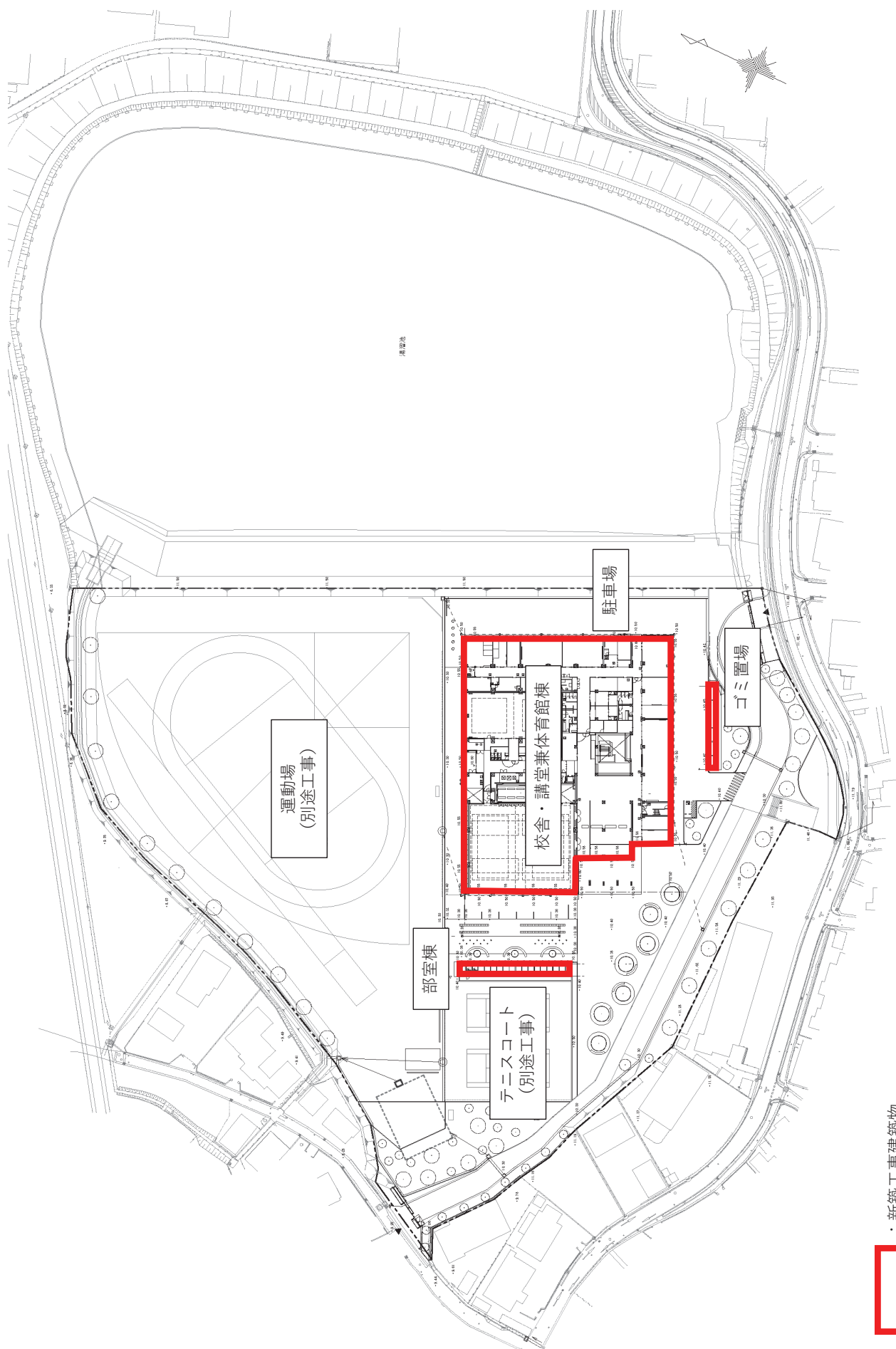
企業評価項目

評価項目		評価内容
企業の 施工能力	品質管理への取り組み	入札公告日時点で、ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術者の 能力	資格の保有状況	入札公告日時点で、入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
企業の 社会信頼性・	競争入札参加停止措置状況	競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点(E評価)の減点とする)

位置図



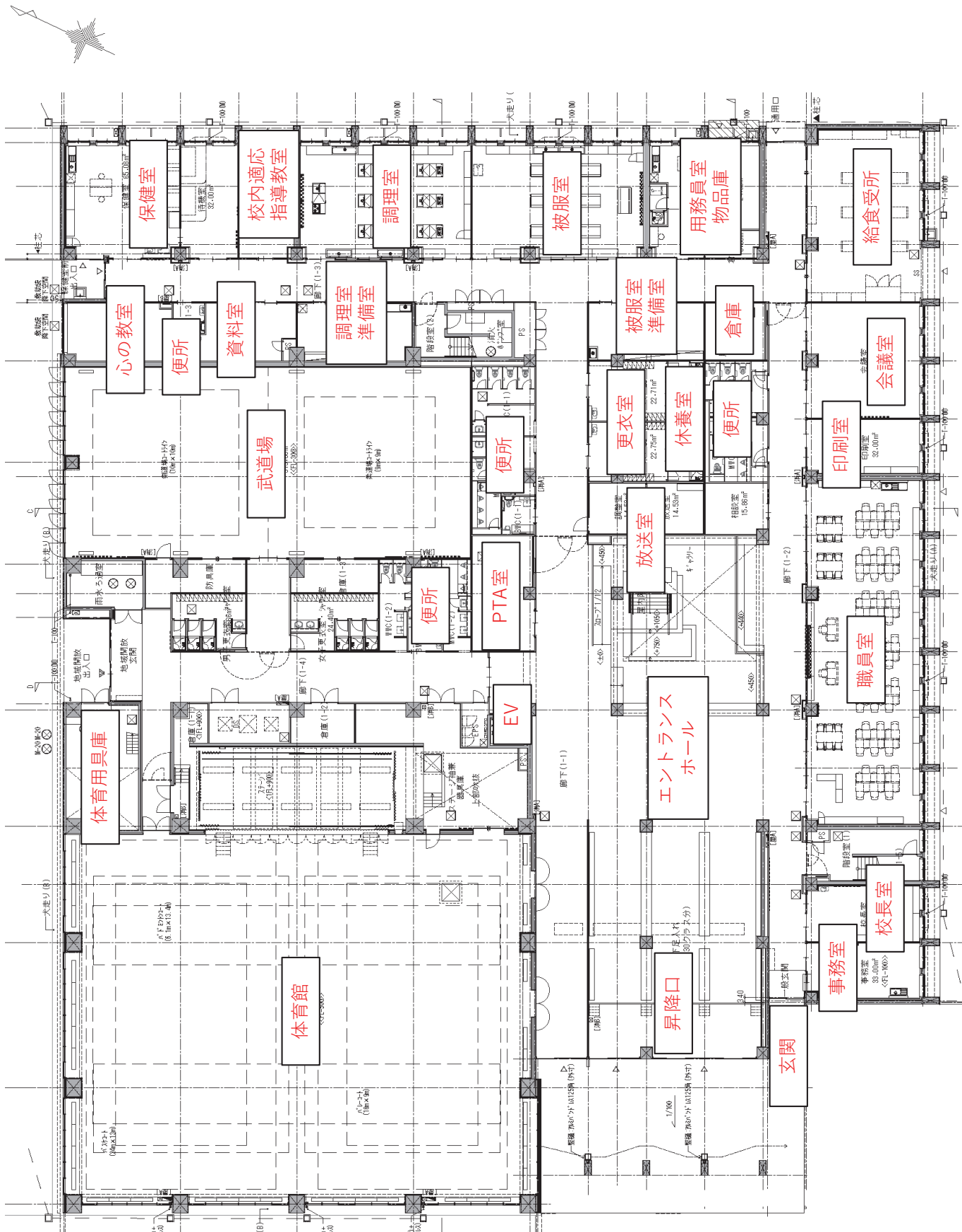
配置図



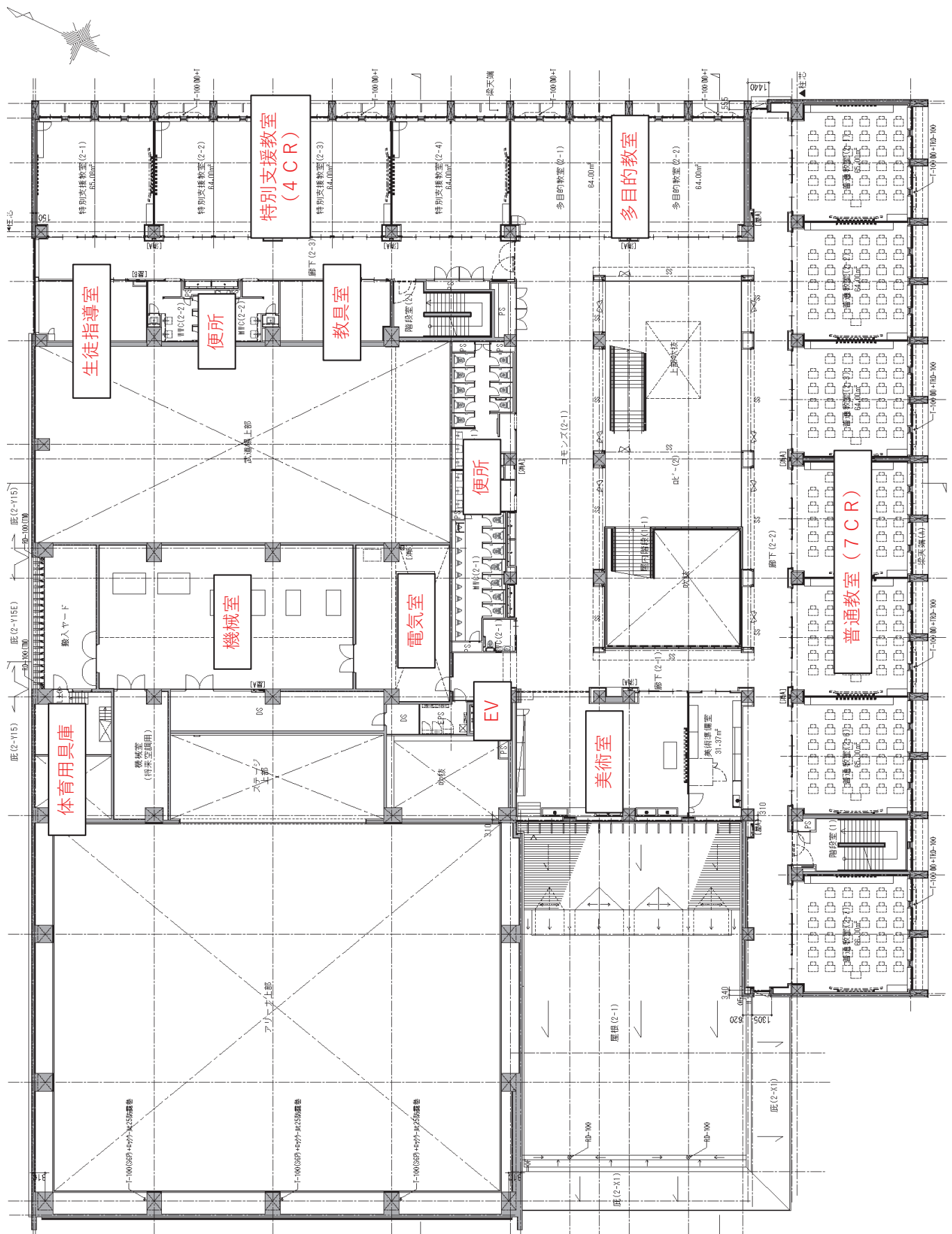
：新築工事建築物

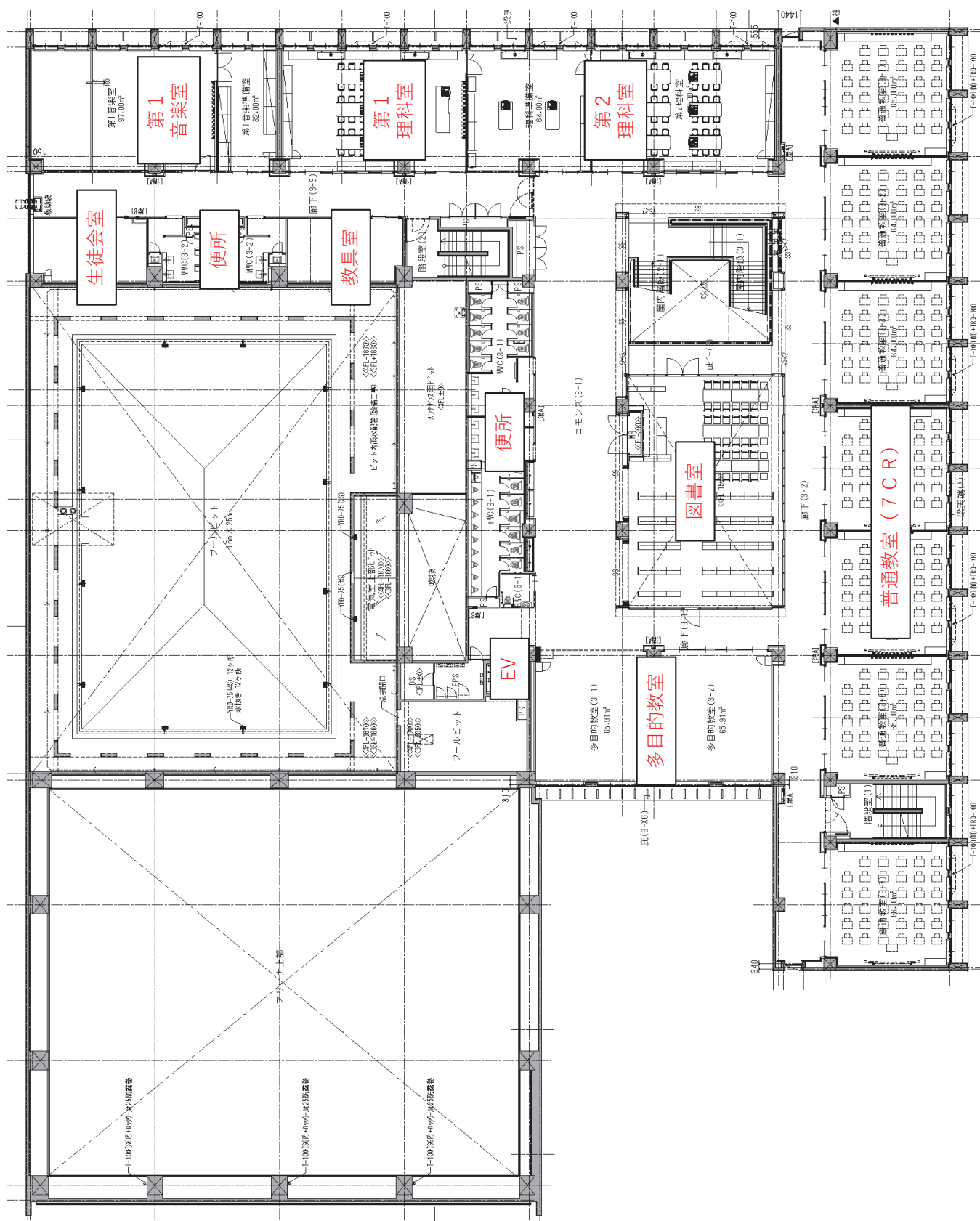


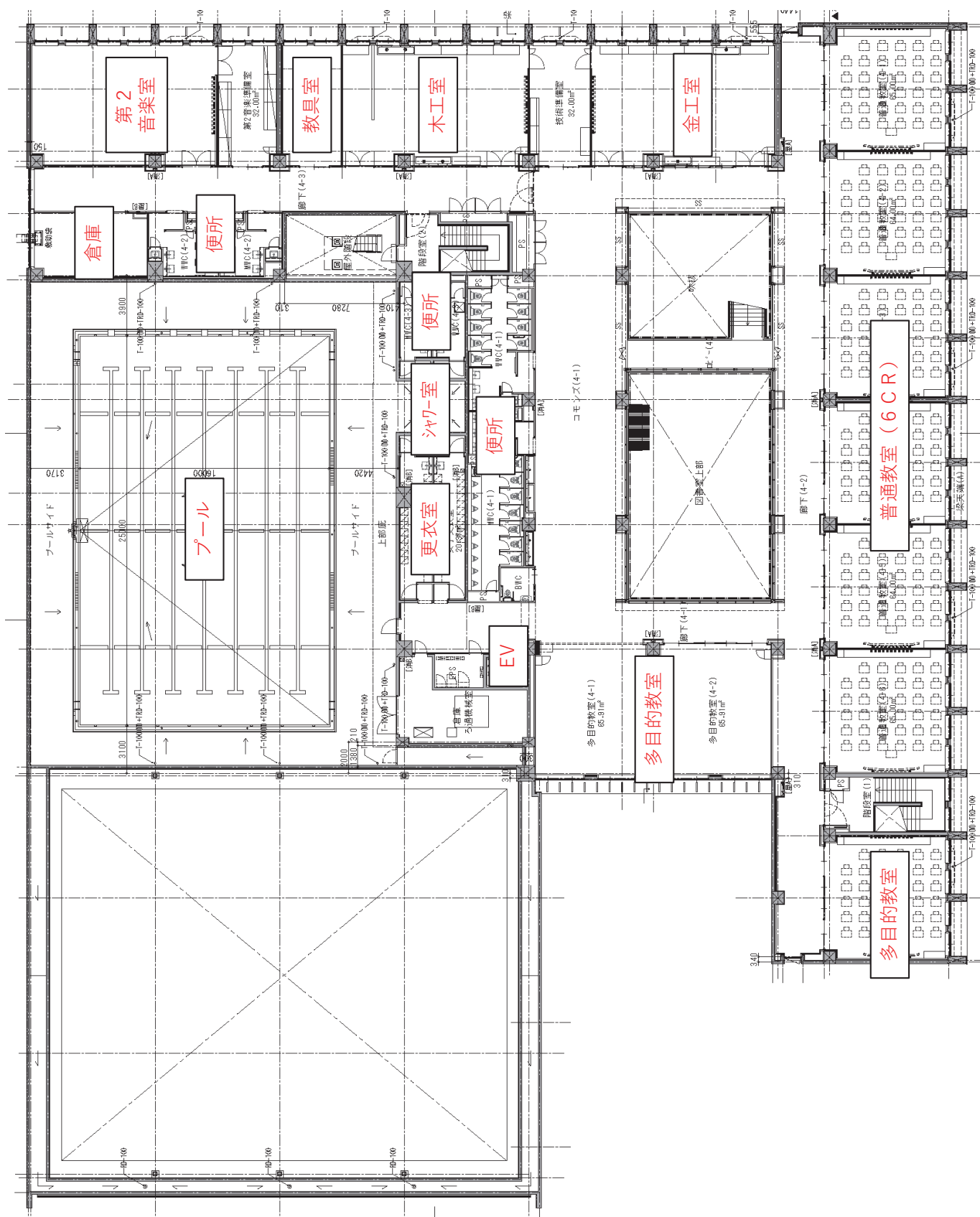
1階平面図



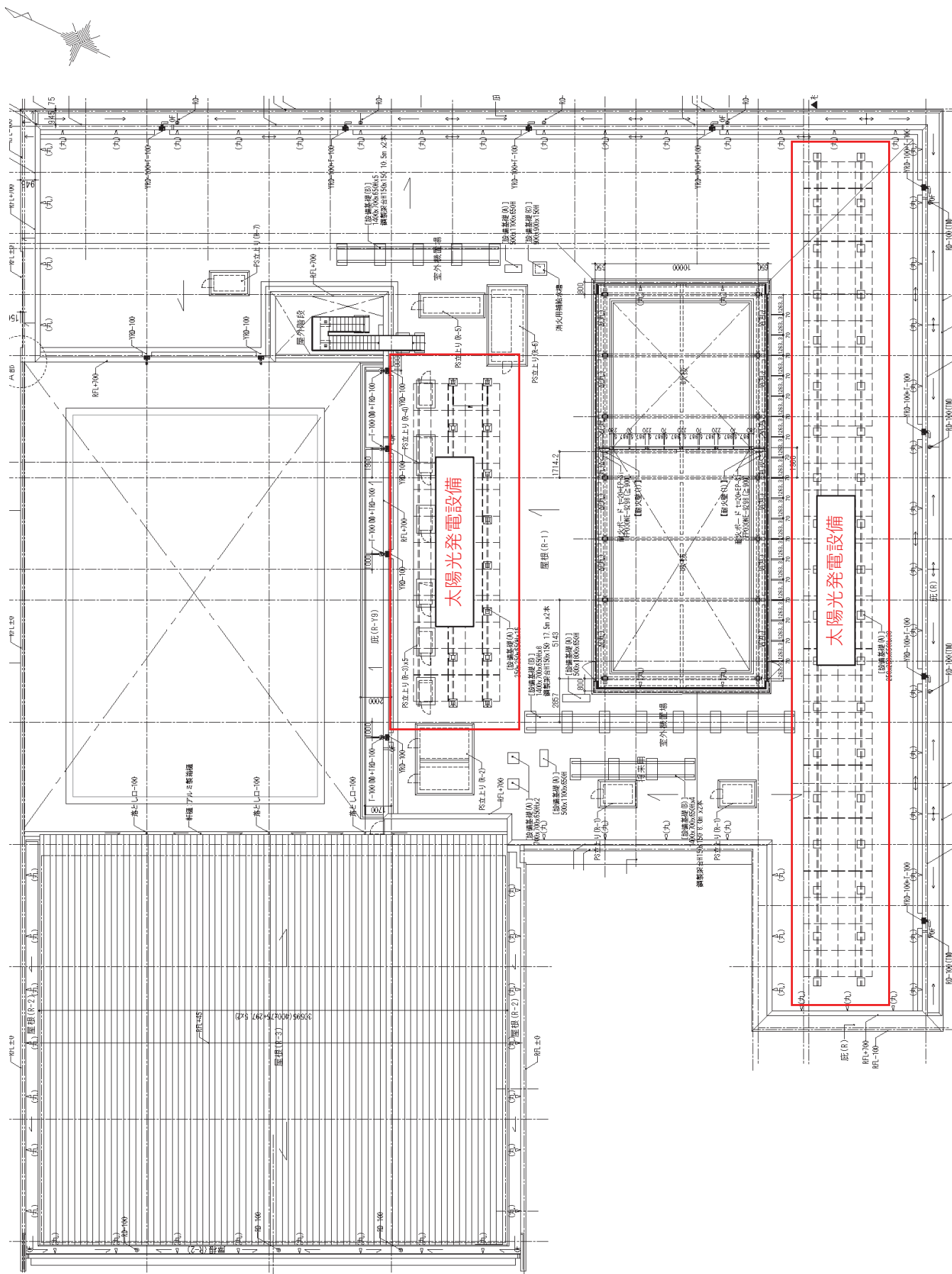
2階平面図



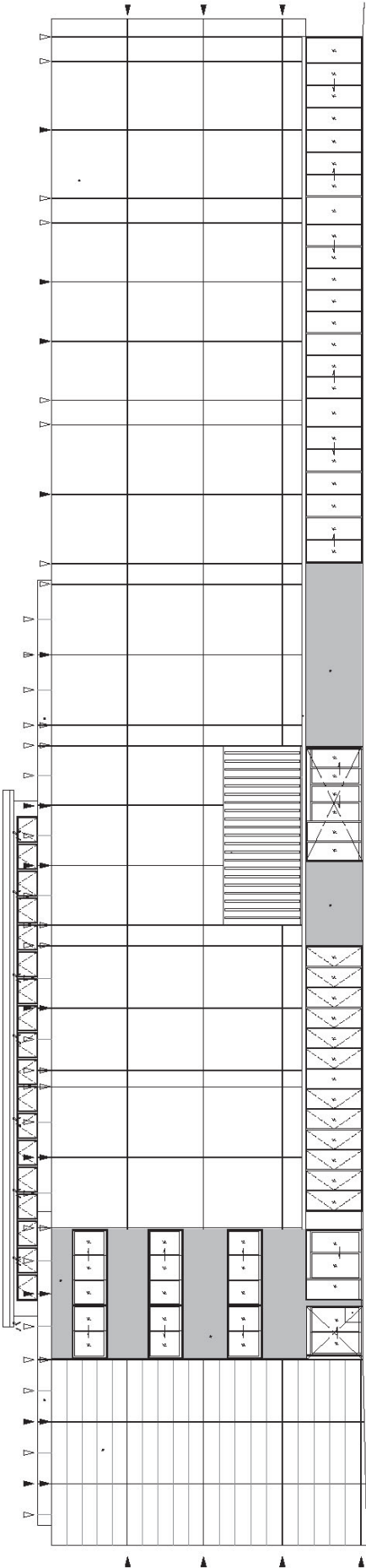




R階平面図



立面図 1

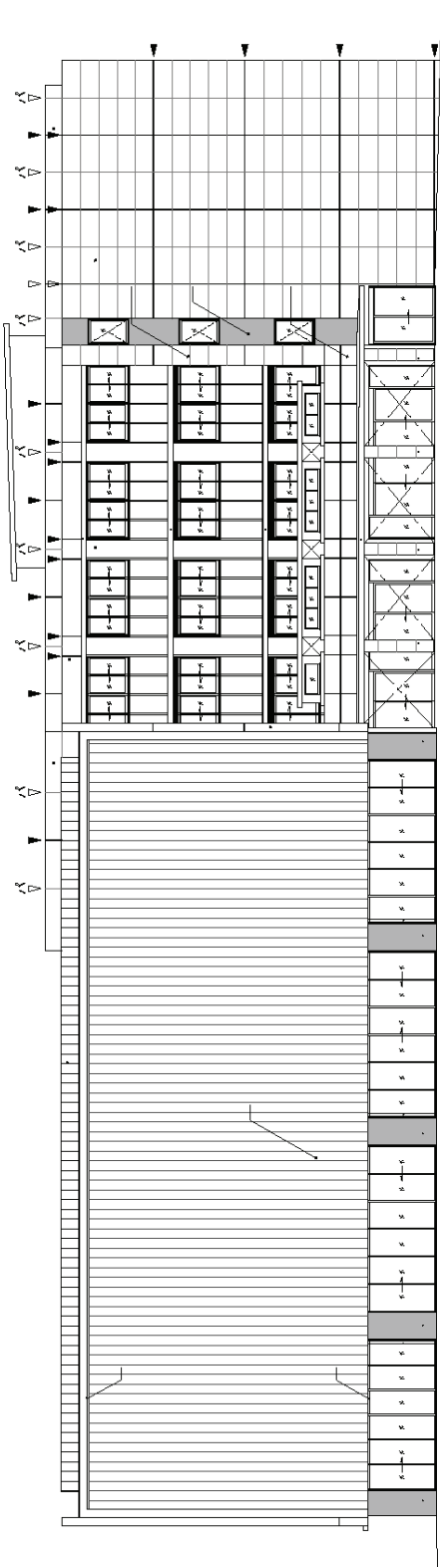


北側立面図

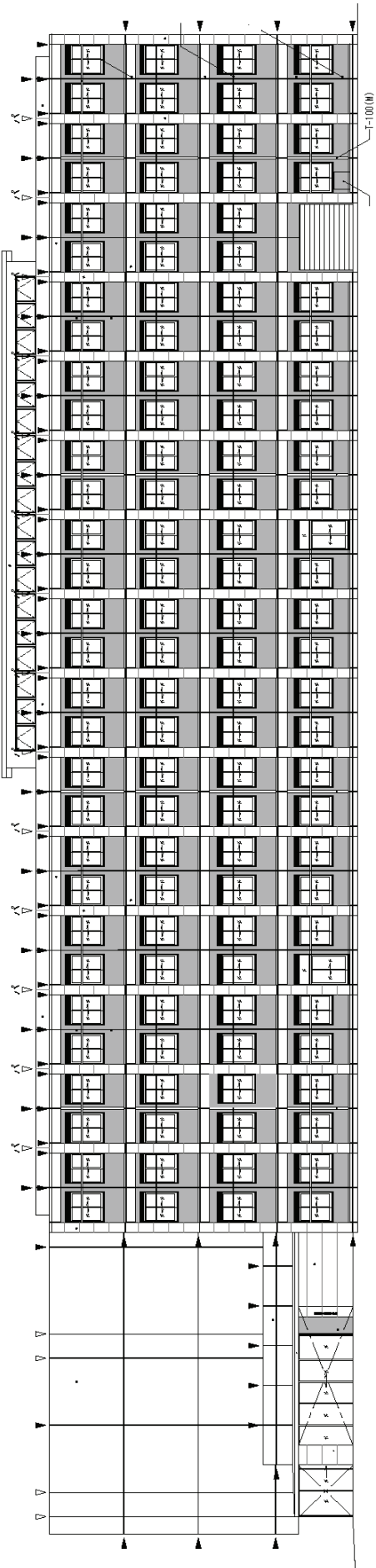


東側立面図

立面图 2



西側立面图



南側立面图

就学援助の申請書・認定要件の見直し等について

1 趣旨

就学援助について、申請に係る利便性の向上を図るため、就学援助の申請書・認定要件の見直し等を行うもの。

2 申請書の簡素化等

(1) 概要

申請書の記載項目について、住民基本台帳等により教育委員会が把握できる家族構成等の情報については、原則として記載不要とすることや、就学援助の申請理由の選択方式を改善するなどの申請書の簡素化を行うとともに、申請書の配布等を実施するもの。

(2) 簡素化等の内容

① 申請書の記載項目を大幅に削減する。

【見直し後の申請書において記載を求めるもの】

- ・申請者の氏名、住所、連絡先
- ・就学援助費の振込先口座（前年度と同じ口座の場合は記載不要）

【原則として記載不要とするもの】

- ・世帯全員の氏名、フリガナ、生年月日及び世帯主との続柄
- ・世帯全員の前年及び本年1月1日時点の所在地
- ・本年1月1日以降の世帯の変更状況（保護者の離婚、死別等の時期）
- ・ひとり親家庭の該当の有無
- ・世帯全員の前々年及び前年1年間の収入の有無
- ・子ども全員の学年、転入月及び市内間転校の場合の前在籍校
- ・児童扶養手当の受給開始年月
- ・オンライン学習に伴うインターネット通信環境の整備状況

② 就学援助の申請理由の選択方式を改善する。

- ・申請者自身に要件の特定を求める方式から、申請者が特定の通知書や手帳等を所持する場合にのみ、その旨のチェックを付ける方式に改める。

③ 学校を通じて就学援助の案内チラシを配布しているが、それに加えて、年度当初にすべての保護者に就学援助の申請書を配布することとする。

④ 就学援助の申請について、郵送での申請も受け付けることとする。

(3) 変更の効果等

- 例外的な事情のない世帯は、申請書の記載事項が大幅に減少する。
- 自らの収入の状況を正確に把握していない世帯も申請しやすくなる。
- 従来の各学校の事務室・教育委員会での「窓口申請」及び「オンライン申請」に「郵送申請」を加えることで、受付方法がより多様化する。

3 認定要件の変更

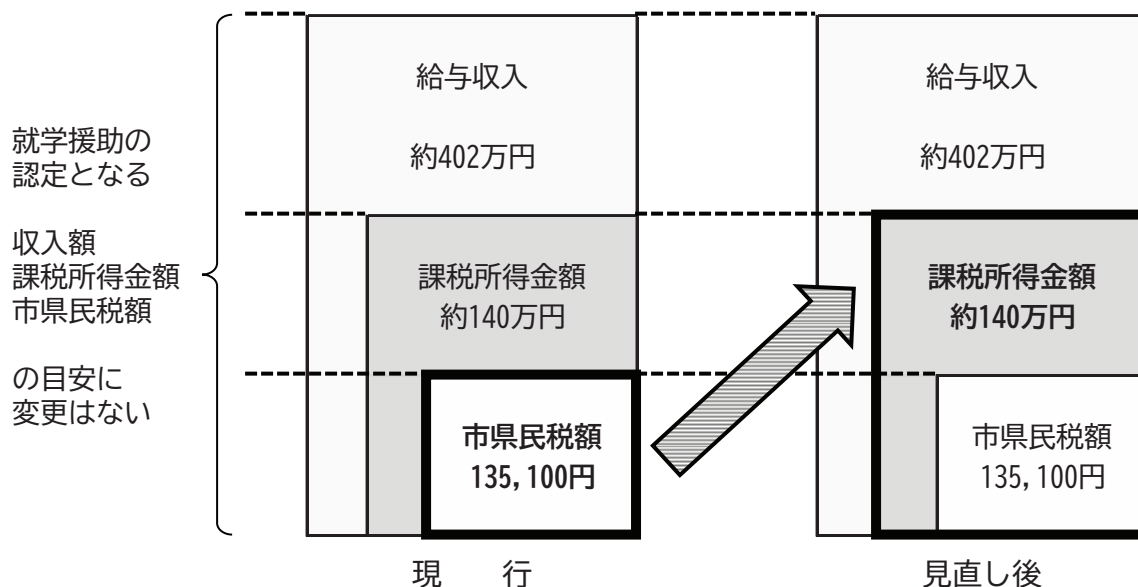
(1) 概要

本市においては、就学援助の認定要件のうち、収入に係るものについて、子どもの人数ごとに「市県民税額の所得割額」を基準として認定の可否を判定してきたが、保護者が就学援助の要件に該当するか、より早期に確認できるよう見直しを行うもの。

(2) 変更内容

- 「所得金額」から社会保険料控除、医療費控除、障害者控除やひとり親控除等を行った後の「課税所得金額」で判定することとする。
 - ※ 所得金額 … 所得の種類に応じて、それぞれ前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額
- これまでの基準と比べ、16歳未満の子どもの人数に応じた父及び母の収入の目安に変更はない。

<夫婦+子ども2人世帯 収入に係る見直しのイメージ>



(3) 変更の効果等

- 保護者は、勤務先から受け取る「給与所得の源泉徴収票」や確定申告により自らの所得の額を把握できるため、新年度（6月ごろ）の市県民税額の通知を待たずに就学援助の要件に該当するか確認できることとなる。
- 他の政令市における就学援助や国の高等学校就学支援金と同様に所得の額で判定することで、国の定額減税等の影響を受けず、安定的な制度運用が可能となる。
- 「市県民税額の所得割額」における、寄付金控除等の税額控除により本来想定していない収入の世帯も対象となるという課題の見直しを図ることができる。
 - ※ 国の高等学校就学支援金も本市と同様に「市・県民税額の所得割額」を基準としていたが令和2年度に「課税標準額（課税所得金額）」を基準とする見直しを実施している。

4 スケジュール

保護者への周知を行い、令和7年度分（令和7年1月から受付開始）から実施する。

総合図書館空調設備更新工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	総合図書館空調設備更新工事		
工事概要	総合図書館の空調設備更新工事を行うもの ・セントラル空調方式用空気調和機 17台 ・個別空調方式用空気調和機 8台 上記機器更新に伴う配管ダクト設備工事	摘要(別途工事)	
		○電気設備工事 ○自動制御工事 ○建築工事	
工事場所	福岡市早良区百道浜三丁目7番1号		
工事期間	令和6年7月19日から令和7年3月14日まで		
入札方法	総合評価落札方式による制限付一般競争入札		
開札年月日	令和6年7月9日		
契約年月日	令和6年7月18日		
落札者	株式会社千代田工業所		
契約価額	345,708,000円	(うち消費税及び地方消費税相当額	31,428,000円)
予定価格	384,120,000円	(うち消費税及び地方消費税相当額	34,920,000円)
失格基準価格	345,708,000円	(うち消費税及び地方消費税相当額	31,428,000円)

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	株式会社千代田工業所	
	西日本三建サービス株式会社	辞退
	株式会社真冷産業	辞退
	シナノ設備株式会社	辞退

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目				配点
提案項目	技術提案	項目1	機材の搬入・据付作業における品質管理について [工事特性] 本工事は、空調機器・配管の搬入作業や冷温水配管・冷媒配管等の更新作業を伴う工事である	10
		項目2	本工事に従事する労働者の安全対策について [工事特性] 本工事は、屋上に設置している空調機器をクレーン等を用いて撤去・設置する工事である	10
	小計 a			20.0
	企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	
工事成績優良業者の表彰実績			1	
同種工事の施工実績			1	
品質管理への取り組み			1	
技術者の能力		資格の保有状況		1
		同種工事の施工経験		1
社会貢献・地域貢献・社会性		社会貢献・政策貢献		2
		災害対策協力企業		2
		本店所在地		1
社会・信頼性の企業・業性的		競争入札参加停止措置状況		(-2) [※]
小計 b			14	
加算点 a+b			34.0	
標準点 c			100	
技術評価点A (a+b+c)			134.0	

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数) (予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha=100,000,000$)
--

名 称	株式会社千代田工業所		
区分	提案数	点数	
A(2.0)	0	3.5	
B(1.5)	1		
C(1.0)	2		
D(0.5)	0		
E(加算点なし)	2		
A(2.0)	0	7.0	
B(1.5)	4		
C(1.0)	1		
D(0.5)	0		
E(加算点なし)	0		
10.5			
3.111			
1.000			
1.000			
1.000			
1.000			
1.000			
2.000			
2.000			
1.000			
減点なし			
13.111			
23.611			
100			
123.611			

314,280,000

39.3314

3 落札者の技術提案の概要

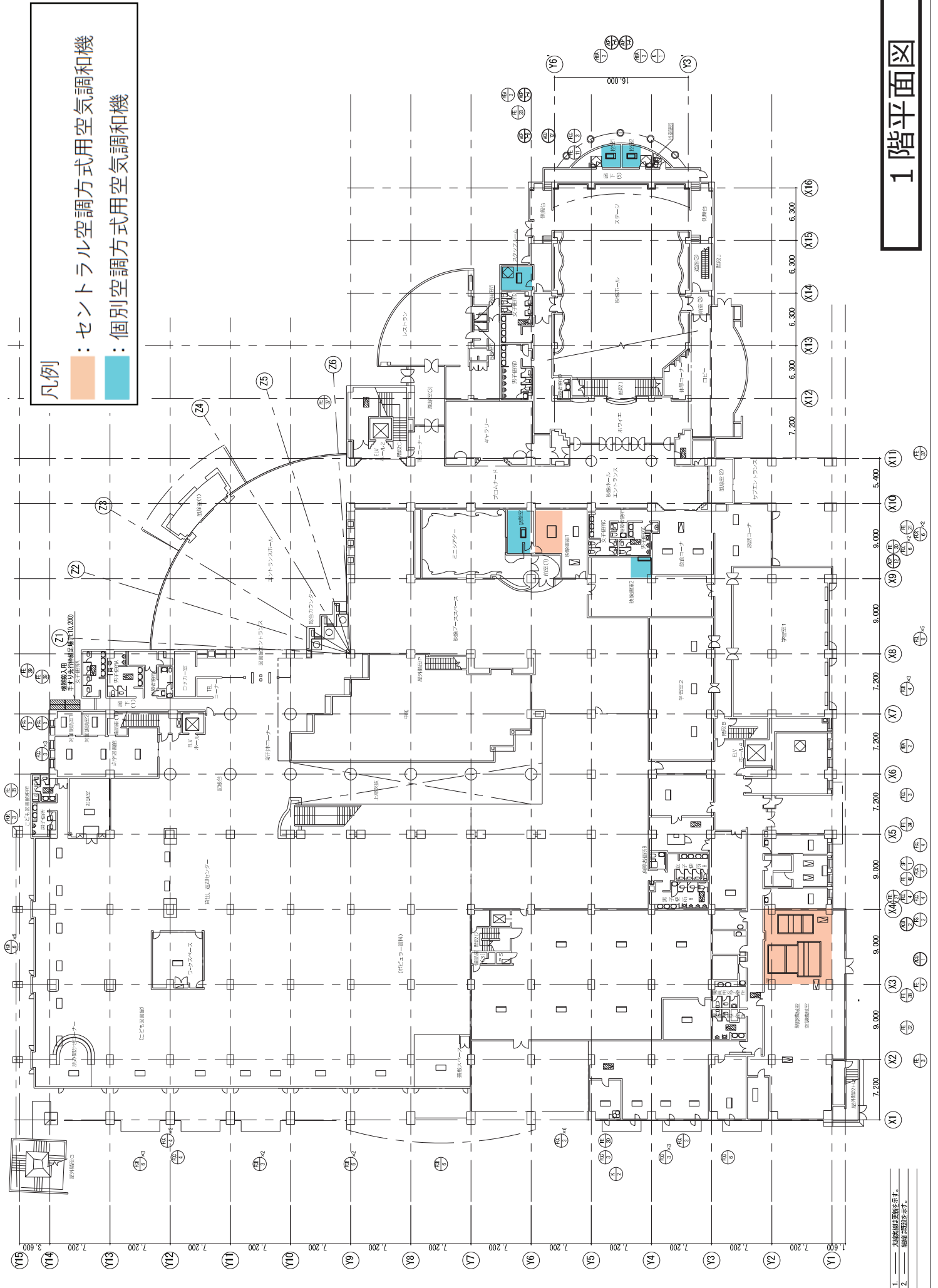
項目1	機材の搬入・据付作業における品質管理について 本工事は、空調機器・配管の搬入作業や冷温水配管・冷媒配管等の更新作業があるため、機器等の搬入作業時の損傷防止や各種配管の接合部分における漏れ防止などの品質管理が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目2	本工事に従事する労働者の安全対策について 本工事は、屋上に設置している空調機器をクレーン等を用いて撤去・設置するものであるため、機材の落下や重量物との接触防止、高所からの転落防止などの労働者の安全確保が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

(参考)評価項目の内容

企業評価項目

評価項目		評価内容
企業の施工能力	工事成績の実績	平成26年4月1日から令和6年5月15日までの間に、本市(水道局、交通局含む)又は福岡市施設整備公社(以下、「本市等」という)が評定通知した管工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和4年5月16日から令和6年5月15日までの間に、本市等が管工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成26年4月1日から令和6年5月15日までの間に竣工した建築附帯(住宅除く)空調設備工事(新設工事除く)の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	品質管理への取り組み	入札公告日時点で、ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術者の能力	資格の保有状況	入札公告日時点で、入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成26年4月1日から令和6年5月15日までの間に竣工した建築附帯(住宅除く)空調設備工事(新設工事除く)の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社会・地域貢献・社会貢献	社会貢献・政策貢献	入札公告日時点で、福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」、「Well-being及びSDGs推進事業」、「地域活動貢献企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	令和6年4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で、本市に本店が所在し、本市競争入札有資格者名簿に地場企業として登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
信託・社業・会性の性	競争入札参加停止措置状況	競争入札参加停止等の措置を受けた者で、入札公告日時点で、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点(E評価)の減点とする)

1階平面図



1. —— 太極實體は更新を示す。
2. —— 細線は既設を示す。



1. —— 太郎実組は更新を示す。
2. —— 細組は既設を示す。



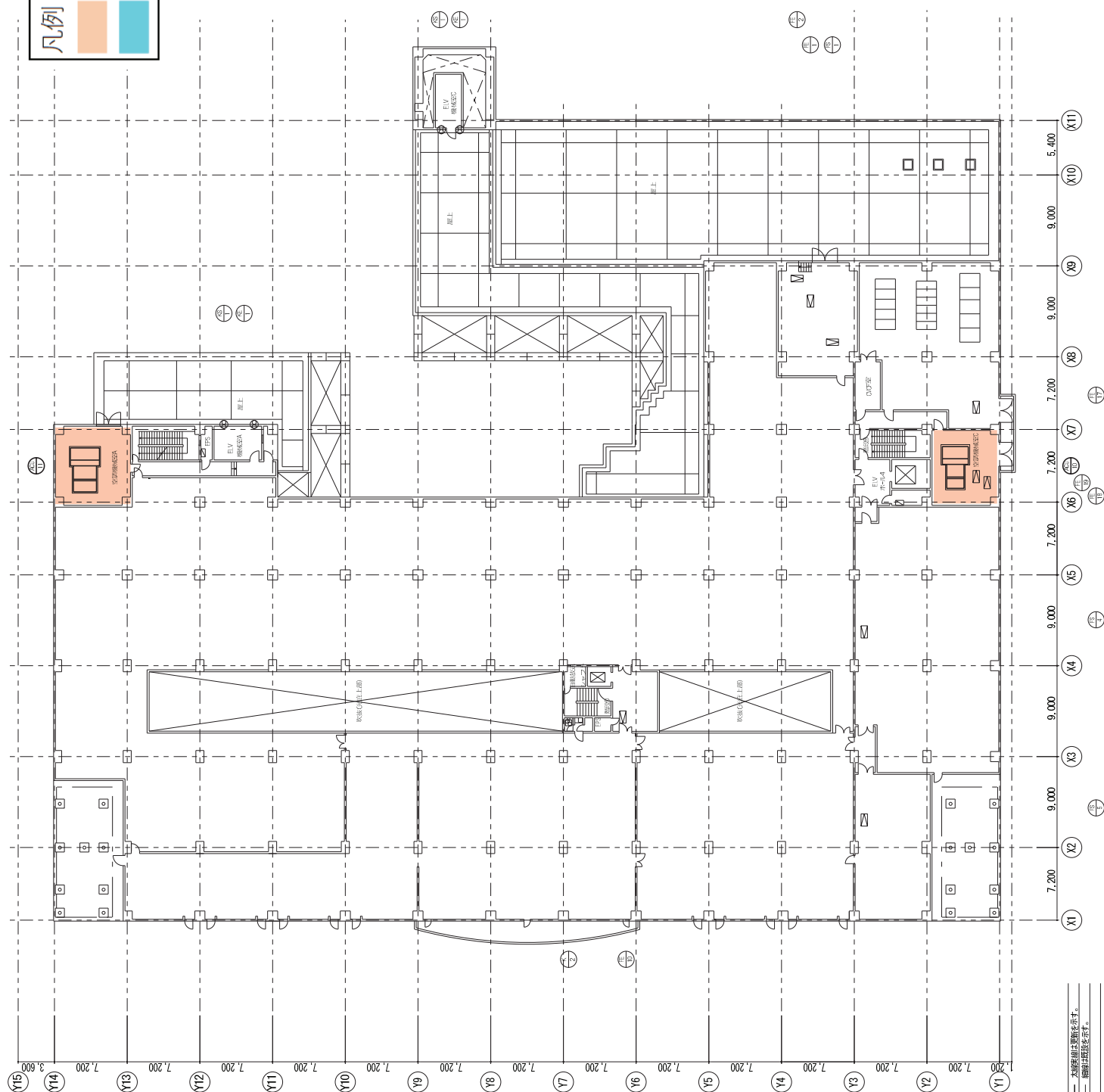
：セントラル空調方式用空気調和機

：個別空調方式用空氣調和機

4 階平面図

凡例

- セントラル空調方式用空調和機
- 個別空調方式用空調和機



1. 本図は、本図に示す範囲を示す。
2. 本図は、本図に示す範囲を示す。